

女性活躍推進法に基づく  
岐南町特定事業主行動計画

令和3年4月  
岐南町

# 岐南町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

岐南町長  
岐南町議会議長  
岐南町選挙管理委員会  
岐南町代表監査委員  
岐南町農業委員会  
岐南町固定資産評価審査委員会

## 1. 目的

岐南町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）に基づき、岐南町長、岐南町議会議長、岐南町選挙管理委員会、岐南町代表監査委員、岐南町農業委員会、岐南町固定資産評価審査委員会が平成28年4月1日から5年間策定し、取組を進めてきたものです。

本計画の計画期間が終了するにあたり、女性の活躍を推進していく上では、性別に関わりない職務の機会付与と適切な評価に基づく登用のほか、長時間の是正などワーク・ライフ・バランスの推進や男性の家庭生活への積極的な関与等が必要な要素であることを踏まえ、その実現のために必要な改訂を行い策定したものです。

## 2. 計画期間

この法は平成28年から10年間の時限立法であることから本計画の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画の推進にあたっては、町幹部会において年度ごとに本計画の取組の現状数値目標の把握、検証を行い、必要に応じて職員から意見聴取を実施し、その結果を今後の対策に反映させるとともに、必要に応じて計画を見直します。

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と目標を達成するための具体的な取組

前回の策定時には、法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会、町代表監査委員、町農業委員会、町固定資産評価審査委員会（以下「町長部局等」という。）において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情については分析して目標を設定し、取り組んできました。そして今回、その状況や実績等をもとに、数値目標とその目標達成に向けた具体的な取組の内容を定めました。

##### ●職業生活に関する機会の提供

目 標 1 管理職の女性の割合を 25%以上で維持する。  
（主幹以上職員）

##### 【具体的な取組】

- ①女性職員の管理職登用を進めるために、初期キャリアにおいてやりがいある職務経験を積ませ、女性自身の意識改革や企画・管理能力等を高める研修の受講を推奨する。
- ②女性職員の管理職登用について、積極的に推進し行政施策における女性の参画の拡大に努める。

##### ●職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備

目 標 2 令和 7 年度までに男性職員の育児休業取得者を 1 人以上にする

目 標 3 令和 7 年度までに制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の合計取得日数を 5 日以上にする

**【具体的な取組】**

- ①男性職員の育児参加と育児休業や休暇等の制度を積極的に利用を促すために職員に向けて制度や手続きの情報提供を行う。
- ②男性職員の育児休暇等について取得しやすい職場環境の整備を図るため管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。
- ③取得した職員が円滑な職場復帰ができるように休暇中・復帰前に相談支援を行う。

**目 標 4** 令和7年度までに、職員の年次有給休暇の取得日数を令和元年度の実績（8.1日）から毎年5%ずつ引き上げる。

**【具体的な取組】**

- ①年次有給休暇への意識改革を行い、計画的な取得を促進させるため、各職員に対し勧奨し、取得していない者には指導する。
- ②年次有給休暇が5日取得できない職場にはヒアリングを行い注意喚起する。

**目 標 5** 令和7年度までに、年間360時間を超えて超過勤務を行う職員の割合を令和元年度の実績8.8%から5%以下にする。

**【具体的な取組】**

- ①各所属長に職員の業務分担の見直しを定期的に行い、業務の効率化と改善に努め、超過勤務の縮減を図る。
- ②ノー残業デーの周知徹底、定時退庁を促進する。